

台風接近等自然災害に伴う臨時休園措置の対応について

令和2年
学校法人 山田学園

1. 目的・位置づけ

台風や集中豪雨などにより園等に対して、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合、園児・教諭・職員の生命と身体の安全を守る為にやむを得ず臨時休園とすべき場合がある。

ここ近年の台風・自然災害を踏まえ、横須賀市こども育成部より策定された「横須賀市内の保育所等における台風接近に伴う臨時休園のガイドライン」に基づき作成したものである。

2. 臨時休園の目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園とする。

- (1) 気象庁から特別警戒（大雨・暴風・暴風雪・その他大雪も含む）が発令されている時
- (2) 警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上の避難情報が発令されているとき
- (3) 河川氾濫・土砂災害など登園することにより危険があるとき
- (4) 交通手段の計画運休、その他影響などにより保育士が確保できないとき
- (5) 通行止めなどにより登退園できない状況が発生しているとき

3. 臨時休園を判断する主体

市全体の保育施設、臨時休園の判断は横須賀市が行うものとし、気象条件・管内の河川や地形の状況、防災担当からの情報、各施設の個別事情を総合的に勘案して決定する。

ただし、横須賀市が臨時休園を決定しない場合であっても、当園の個別判断により登園自粛・休園とする事がある。

4. 臨時休園の周知のタイミング

臨時休園の決定は原則として前日に行うものとし、メールにて保護者へ通知するが、気象状況によっては当日の朝6：00時にメール送信をする事もあるとする。

5. 臨時休園にあたっての対応（臨時休園にあたっては以下の対応に努める）

- (1) 保護者への通知等
臨時休園をする前日又は当日の朝6：00時頃にメールで通知をし、尚ホームページのお知らせの欄にも掲載する。
- (2) 臨時休園する旨の掲示
園入り口の分かり易い場所へ臨時休園の掲示をする
- (3) 緊急事態への対応
緊急事態に対応するため施設へ責任者が駆け付けられる体制を作る。生命や身体への安全が確保できない場合はその限りではない。

6. 臨時休園を解除し、保育を再開する目安

臨時休園の目安となった状況が解消され、施設運営に支障がないことが確認出来た場合、再開する時期をメール配信でお知らせする。

このガイドラインは自然災害に対するものなので、内容を更新する場合があります。